

第1回教員・幼稚園対策用テスト

平成17年4月20日(火)

[1] 次の文章は、教育基本法第1条の条文である。文中の(ア)~(ウ)にあてはまる正しい組み合わせを1つ選べなさい。

教育は、(ア)の完成を目指し、平和的な国家及び社会の(イ)者として、心理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、(ウ)と責任を重んじ、自主的精神に満ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。

ア 人間 イ 形成 ウ 自覚

ア 人間 イ 奉仕 ウ 勤労

ア 人格 イ 奉仕 ウ 人権

ア 人間 イ 形成 ウ 人権

ア 人格 イ 形成 ウ 勤労

答え

[2] 次の文章を読み、下記の問いに答えよ。

すべて国民は、____、その____に应ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、(ア)、性別、(イ)、経済的地位または門地によって、____差別されない。

国及び地方公共団体は、____があるにもかかわらず、____によって就学困難なものに対して(ウ)の方法を講じなければならない。

____にあてはまる語句を入れよ。

(ア)(イ)(ウ)にあてはまる語句を、次のa~gから選べ。

a 社会的身分 b 就学 c 奨学 d 宗教 e 経済的地位 f 信条 g 年齢

(ア) _____ (イ) _____ (ウ) _____

[3] 次は日本国憲法と教育基本法の一部である。()に2度入る語を全て選べ。

すべて国民は、法律の定めるところにより、その()する子女に()を受けさせる()を負う。()はこれを無償とする。

国民は、その()する子女に、()の()を受けさせる()を負う。

(ア)義務教育 (イ)普通教育 (ウ)義務 (エ)9年 (オ)保護

()

[4] 次の文章を読み、()に正しい語句を入れなさい。

○世界人権宣言

すべて人は、()を受ける権利を有する。

○児童権利宣言

()は教育を受ける権利を有する。

○教育基本法前文

われらは、さきに、()を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の()に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において()の力にまつべきものである。

われらは個人の()を重んじ、真理と()を希求する人間の()を帰するとともに、普遍的にしてしかも()ゆたかな文化の創造を目指す教育を()しなければならない。

ここに、()の精神に賜り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の()を確立するために、この法律を制定する。

○教育基本法第7条

()および勤労の場所その他()において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

国及び地方公共団体は、() 博物館、公民館等の施設の設置、()の施設の利用その他適当な方法によって教育の目的の実現に努めなければならない。

第1回教員・幼稚園対策用テスト（回答）

平成17年4月20日（火）

[1] 次の文章は、教育基本法第1条の条文である。文中の(ア)～(ウ)にあてはまる正しい組み合わせを1つ選べなさい。

教育は、(ア)の完成を目指し、平和的な国家及び社会の(イ)者として、心理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、(ウ)と責任を重んじ、自主的精神に満ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。

ア 人間 イ 形成 ウ 自覚

ア 人間 イ 奉仕 ウ 勤労

ア 人格 イ 奉仕 ウ 人権

ア 人間 イ 形成 ウ 人権

ア 人格 イ 形成 ウ 勤労

答え_____

[2] 次の文章を読み、下記の問いに答えよ。

すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、(ア)、性別、(イ)、経済的地位または門地によって、教育上差別されない。

国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって就学困難なものに対して(ウ)の方法を講じなければならない。

_____にあてはまる語句を入れよ。

(ア)(イ)(ウ)にあてはまる語句を、次のa～gから選べ。

a 社会的身分 b 就学 c 奨学 d 宗教 e 経済的地位 f 信条 g 年齢

(ア) f (イ) a (ウ) c

[3] 次は日本国憲法と教育基本法の一部である。()に2度入る語を全て選べ。

すべて国民は、法律の定めるところにより、その()する子女に()を受けさせる()を負う。()はこれを無償とする。

国民は、その()する子女に、()の()を受けさせる()を負う。

(ア)義務教育 (イ)普通教育 (ウ)義務 (エ)9年 (オ)保護

(イ 、 ウ 、 オ)

[4] 次の文章を読み、()に正しい語句を入れなさい。

○世界人権宣言

すべて人は、(教育)を受ける権利を有する。

○児童権利宣言

(児童)は教育を受ける権利を有する。

○教育基本法前文

われらは、さきに、(日本国憲法)を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の(福祉)に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において(教育)の力にまつべきものである。

われらは個人の(尊厳)を重んじ、真理と(平和)を希求する人間の(育成)を期するとともに、普遍的にしてしかも(個性)ゆたかな文化の創造を目指す教育を(普及徹底)しなければならない。

ここに、(日本国憲法)の精神に賜り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の(基本)を確立するために、この法律を制定する。

○教育基本法第7条

(家庭教育)および勤労の場所その他(社会)において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

国及び地方公共団体は、(図書館)、博物館、公民館等の施設の設置、(学校)の施設の利用その他適当な方法によって教育の目的の実現に努めなければならない。

完